

【保育が必要なことが確認できる書類一覧】

下表の状況に応じた書類を**保護者（※父母両方）**について、ご提出ください。

なお、兄弟姉妹で通園している場合でも、提出書類は1部で結構です。

状況	提出書類
1 就労 *週3日以上かつ1日4時間以上の就労を常態している場合に限る	就労証明書 (※令和5年度就労証明書から項目が一部変更になっています。) ※勤務先の事業者が記入するものです （自営業の方を除く）。 (1) 証明日が提出日以前より6か月以内のもの (2) 不規則勤務等はシフト表の写しを添付 (3) 自営業を新規で開始する場合は開業届等の写しを添付 (4) 内職は委託元で証明を受けたもの ※消えるボールペン・修正液等は使用不可
2 育児休業 *育児休業対象児が、1歳の誕生日を迎える年度の終わりまでの期間が対象	就労証明書 ※就労に準じる ※育児・介護休業法に定める育児休業が対象
3 出産 *出産要件は、出産予定月とその前後2か月間が対象（多胎児の場合は出産予定月とその前後3か月間）	母子健康手帳(写し) ※氏名と出産予定日が確認できる部分
4 疾病 *疾病要件は、疾病により保育が必要な期間が対象	医師の診断書 証明日が提出日以前より6か月以内のもの
5 障害 ※氏名と等級が確認できる部分	障害者手帳(写し)、介護保険証(写し)のうち1点 (1)身体障害の場合は身体障害者手帳(1~4級) (2)精神障害の場合は精神障害者保健福祉手帳(1~3級) (3)知的障害の場合は愛の手帳(1~4度) (4)介護保険証(要介護1~5)
6 介護・看護	医師の診断書、障害者手帳(写し)又は、介護保険証(写し)のうち1点 ※介護等を受ける方の氏名と等級が確認できる部分 (1) 医師の診断書、障害者手帳は「4 疾病」、「5 障害」に準じる (2) 高齢による介護の場合は介護保険証(要介護1~5)
7 就学・職業訓練 *就学要件は、就学により保育が必要な期間が対象 *週3日以上かつ1日4時間以上の就学・職業訓練を常態している場合に限る	在学証明書(原本)及び時間割表等(写し) (1) 証明日が提出日以前より6か月以内のもの (2) 通信教育で在学証明書が発行されない場合は、氏名、履修期間、内容が確認できる書類(写し)を提出
8 求職 *求職要件は、求職開始月を含めた3か月間が対象	求職活動報告書
9 災害復旧	災害証明書(任意様式)